

評議員、役員等報酬、費用規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人 全国手話研修センター定款（以下「定款」という）第八条、及び二一条の規定に基づき、評議員及び役員（以下「役員等」という）の報酬並びに費用に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、常勤以外の役員をいう。
- (3) 報酬とは、役員等業務に従事した場合にその職務実績として支払われる対価をいう。
- (4) 費用とは、役員等の職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）、手数料、消耗品費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は報酬月額とし、法人職員給与規程又は嘱託職員給与規程に準じて支給する。
- 3 非常勤役員については、必要の都度、一定額を支払うことができる。
- 4 理事長については、毎月一定額を職務執行の対価として支払うことができる。
- 5 評議員には、定款第八条に定める金額の範囲内で必要の都度、一定額を支払うことができる。

(支給額)

第4条 理事長、非常勤役員及び評議員への報酬額は別表1の通りとする。

(費用)

第5条 役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、法人が別に定める「職員給与規程」又は「嘱託職員給与規程」に準ずる。

3 非常勤役員、評議員には、その職務執行に必要な旅費を支給し、その計算方法は、法人が別に定める「旅費規程」に準ずる。

4 上記3において、報酬が支払われる場合は、旅費規程第7条に定める日当は支給しない。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、2016（平成28）年12月18日から施行する。

別表1

職名	支給額
理事長	月額 100,000円を限度
非常勤役員	日額 10,000円を限度
評議員	日額 10,000円を限度